

プロジェクト **税効果会計**項目 **本日の審議事項****経緯**

1. 企業会計基準委員会は、2015年5月26日に企業会計基準適用指針公開草案第54号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「回収可能性に関する適用指針の公開草案」という。)の公表を行った。回収可能性に関する適用指針の公開草案に対するコメント期間は2015年7月27日に締め切られ、22通のコメントレターが寄せられた。
2. 前項に記載した寄せられたコメントについて、これまで企業会計基準委員会では、第318回企業会計基準委員会(2015年8月26日)以降6回にわたって審議を重ねてきた。また、税効果会計専門員会(以下「専門委員会」という。)では、第23回専門委員会(2015年8月11日)以降7回にわたって審議を重ねてきた。
3. なお、これまで以下の論点を中心に議論を行ってきた。
 - ① 各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い
 - ② スケジューリングの定義に関する事項
 - ③ 合理的な説明に関する取扱い
 - ④ 早期適用の取扱い
 - ⑤ 適用初年度の期首の影響額の取扱い

本日の審議事項

4. 第3項に記載のうち、「①各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い」については公開草案の提案どおりとする方向性に、「②スケジューリングの定義に関する事項」についてはスケジューリングの定義を行わない方向性に、企業会計基準委員会、専門委員会ともに、大きな異論は聞かれていない。
5. 本日は、前回までの企業会計基準委員会及び専門委員会において聞かれた意見を踏まえ、第3項のうち、「③合理的な説明に関する取扱い」、「④早期適用の取扱い」及び「⑤適用初年度の期首の影響額の取扱い」について審議を行う(審議事項(5)-2及び審議事項(5)-3)。
6. また、これまでの審議を踏まえ、下記の資料の審議を行う。
 - コメント対応(案)(審議事項(5)-4)
 - 公表にあたって(案)(審議事項(5)-5)
 - 回収可能性に関する適用指針の文案の検討(審議事項(5)-6)

7. なお、第324回企業会計基準委員会（2015年11月20日）及び第29回専門委員会（2015年11月30日）で聞かれた意見は、審議事項(5)-7に記載している。

以 上